The background features three interlocking grey gears of different sizes. Two blue arrows with a light blue and purple speckled pattern point towards the right, one above and one below the gear assembly.

# きしわだ行財政再生プラン

平成 19 年 3 月  
岸 和 田 市

## きしわだ行財政再生プラン 目次

・ きしわだ行財政再生プラン策定に向けて	P 2
1 . 策定の経緯および基本的考え方	P 2
2 . これまでの行財政改革の取り組み	P 4
( 1 ) 取り組み経過	
( 2 ) 主な取り組みの実績	
・ 財政推計表からの今後の見通し	P 8
・ 重点目標	P10
1 . 財政に関する重点目標	P10
( 1 ) 経常収支比率の抑制に向けて	
( 2 ) 公共事業費規模の適正化	
( 3 ) 実質公債費比率の逡減化	
2 . 職員に関する重点目標	P11
( 1 ) 職員数の削減	
( 2 ) 給与等の適正化	
( 3 ) その他	
3 . 行政経営に関する重点目標	P12
( 1 ) 集中と選択	
( 2 ) 住民自治の強化による公民協働の推進	
( 3 ) セーフティネットへの取り組み	
( 4 ) 6つの視点による事務事業の継続的な見直し	
・ 具体的取り組み	P14
1 . 歳出の削減	P15
2 . 歳入の確保	P26
3 . 自律を目指した	
「岸和田再生まちづくりミーティング」(地域別)の開催	P28
4 . 補助金等および市民活動団体事務局の在りかた検討委員会の設置	P28
5 . その他	P28
・ 再生プラン取り組み後の収支見通し	P32
・ きしわだ行財政再生プランの推進に向けて	P33
・ 参考資料(岸和田市の現況)	P34
1 . 財政状況	P34
( 1 ) 市税収入・扶助費・公債費の推移	
( 2 ) 普通建設事業費と地方債の推移	
( 3 ) 経常収支比率	
2 . 職員状況	P38
( 1 ) 人口 1,000 人当たりの一般行政職員数	
( 2 ) 普通会計に占める人件費割合	
( 3 ) ラスパイレス指数の推移	
3 . 市民意識調査から見た市民ニーズ	P41

## ・きしわだ行財政再生プラン策定に向けて

### 1. 策定の経緯および基本的考え方

本市では、平成 11 年以降、予算をどのように編成していくのかということに止まることなく、毎年度、その時々を要素を精査し、歳入・歳出の収支見通しを公表してきました。

財政推計は、三位一体の改革、国の税財政制度の変更による影響や、社会経済状況の急激な変化による不確定要素がありますが、将来の見通しを市民の皆さんに明らかにし、課題を先送りすることなく取り組んでいくための重要な分析ツールとなっています。

今回、平成 18 年 9 月に平成 19 年度以降の収支見通しを時点修正したところ、5 ヶ年で約 120 億円の収支不足が生じることが明らかになりました。本市として、この事態に対処するため、速やかに「行財政危機対策チーム」を設置し、「きしわだ行財政再生プラン」を策定することとしました。

#### 【これまでの財政推計】

ここ 3 年間の財政推計は、平成 16 年 9 月の時点修正では、新行財政改革実施計画の効果額 61 億 600 万円を差し引きした後で、平成 17 年度～21 年度の 5 ヶ年での収支不足 75 億円程度が見込まれていました。

平成 17 年 9 月の時点修正では、同様に効果額 86 億 9,700 万円を差し引きした後で、平成 18 年度～22 年度の 5 ヶ年での収支不足がやや減少し、68 億 9,000 万円程度が見込まれていました。

ところが、平成 18 年 9 月に時点修正したところ、新行財政改革第 2 次実施計画や集中改革プランの効果額 39 億 7,700 万円差し引きした上でなお平成 19 年度～23 年度の 5 ヶ年で 120 億円の収支不足が見込まれるにいたりしました。

これは、過去の推計と同様、人件費等は減少したものの、市債の返済や平成 16 年度から実施された「三位一体の改革」による地方交付税の減額などに加え、東岸和田防災街区整備事業への事業着手、福祉関係の扶助費の増等による 90 億円程度の収支不足とともに、新たな要因として、新焼却施設の管理運営費として 30 億円程度の増加が発生したことによるものです。

次回の時点修正においても、国の地方税財政制度を踏まえながら、慎重に経済成長率、市税収入の伸び、扶助費や繰出し等を精査し、新たにどの事業を取り込み何を除いたかを明らかにし、より一層の市民との情報の共有に努めていきます。

### (1) プランの位置づけ・性格

「きしわだ行財政再生プラン」は、新行財政改革大綱に基づく新行財政改革第2次実施計画や「集中改革プラン」との整合性を図ったものとなっています。

第2次実施計画や集中改革プランを包含した形で、拡充あるいは加速化させての実施という位置づけ・性格のものであり、新行財政改革大綱の理念を踏まえたものとなっています。

### (2) 目的

平成19年度を初年度として、平成23年度までの5カ年を射程に入れた行財政の再生プランとします。

行財政の再生を目指し、財政推計で示された5カ年の収支不足約120億円を解消すること、あわせて、経常収支比率の逡減を図るとともに、中長期的には実質公債費比率の逡減をも視野に入れ、財政構造の転換を目指していくものとします。

### (3) 基本的考え方

「行財政の再生」により、岸和田再生に向けた4つの再生、「地域の再生」「都市の再生」「産業の再生」「自然の再生」を実現することのできる条件を整え、戦略的に取り組んでいくものとします。

「住民自治の原理」「補完性の原理」「持続性の原理」の3つの原理のもとに、セーフティネットの拡充に向け、行政と市民・事業者の協働を推し進めるなかで、行政の役割分担を明確にしていくこととします。

集中と選択により、施策・事業の優先順位付けを明確にしていくこととします。

民間活力の利活用の促進、民営化・委託化を図り、サービスの向上と経費の節減に努めていくこととします。

## 2. これまでの行財政改革の取り組み

### (1) 取り組み経過

#### 岸和田市の行財政改革の経過

平成 7 年 8 月	岸和田市行財政改革推進本部設置
平成 8 年 5 月	岸和田市行財政改革推進懇話会設置（～平成 9 年）
平成 9 年 3 月	岸和田市行財政改革大綱策定
平成 9 年 8 月	岸和田市行財政改革実施計画（平成 9～14 年度）
平成 9 年 11 月	岸和田市行財政改革推進市民委員会（～平成 15 年）
平成 12 年 4 月	財政健全化チーム設置
平成 13 年 2 月	財政健全化 3 カ年アクションプラン策定（平成 13～15 年度）
平成 15 年 3 月	岸和田市新行財政改革大綱策定
平成 15 年 6 月	岸和田市新行財政改革実施計画（平成 15～17 年度）
平成 15 年 11 月	岸和田市行財政改革推進研究委員会設置
平成 18 年 3 月	岸和田市新行財政改革第 2 次実施計画（平成 18～21 年度） （国の指針に基づく集中改革プランを含む）

平成 7 年、「岸和田市行財政改革推進本部」を設置し、平成 8 年には、民間有識者等による「岸和田市行財政改革推進懇話会」を設置、その提言のもと、平成 9 年「岸和田市行財政改革大綱」を策定しました。

厳しい財政状況の中での総量抑制とともに、新しい行政需要に積極的に応えていくための行政システムの質的充実とそれを担う職員の意識改革の構築を掲げ、平成 9～14 年度にかけ「岸和田市行財政改革実施計画」に基づき改革に取り組んできました。

平成 9 年からは有識者や公募市民からなる「岸和田市行財政改革推進市民委員会」を設置し、その助言のもと進行管理に努めてきました。

平成 11 年の財政推計により、平成 15 年度には財政再建準用団体への転落が危惧されたことから、平成 12 年に「財政健全化チーム」を設置し、平成 13～15 年度の「財政健全化 3 カ年アクションプラン」に取り組んできました。「財政健全化 3 カ年アクションプラン」では、事務事業の効率的な執行、職員数の削減や給与の見直しによる人件費の縮減、又、住民参加の推進などの効果をあげています。

平成 15 年には、「岸和田市新行財政改革大綱」を策定し、これに基づき、平成 15～17 年度に「岸和田市新行財政改革実施計画」を策定し行財政改革を進めてきました。

又、平成 15 年 11 月には、学識経験者による「岸和田市行財政改革推進研究委員会」を設置し、本市の行財政改革に対する的確な指導・助言を得ながら進行管理に努めてきました。

平成 17 年、国（総務省）により、全国の市町村へ、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、市町村へ平成 17～21 年度の具体的な「集中改革プラン」の策定を求めました。

そのことを踏まえ、集中改革プランを含めた、平成 18～21 年度にかけての「岸和田市新行財政改革第 2 次実施計画」を策定し、現在も継続して実施しているところです。

## (2) 主な取り組みの実績

岸和田市行財政改革実施計画（平成 9～14 年度）

行財政改革大綱に掲げられた改革内容を確実に達成するために、短期・中期・長期および経常の目標期間を設定して実施したもので、実績は次のとおりです。

### 岸和田市行財政改革実施計画の実績

項目	実績（抜粋）
事務事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費の見直し ・入院入所者見舞金等の見直し</li> <li>・給付金等の重複支給の見直し</li> <li>・乳幼児医療助成費の審査・支払い事務を委託化</li> <li>・マイクロバス運転業務の委託化</li> <li>・ごみ収集事業の一部委託化</li> </ul>
組織機構について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3部8課14係を削減 ・担当制の導入（平成 15 年度～）</li> </ul>
定員管理及び給与について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政診断の実施（平成 10 年 6 月、診断結果報告）</li> <li>・定員管理計画策定（平成 14 年 2 月）</li> <li>・各種手当の見直し、昇給停止年齢の引き下げ、管理職手当の削減、特別職の報酬減額、一般職員の昇給延伸などを実施</li> </ul>
職員の人事、能力開発について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己申告制度を導入 ・人材育成基本方針を策定</li> <li>・人事考課システムを開発（平成 15 年度から試行・平成 18 年度から実施）</li> </ul>
市民サービスの向上について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例の制定 ・情報公開条例・個人情報保護条例の制定</li> <li>・サービスセンターでの税証明の発行</li> </ul>
情報化の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化推進基本計画の策定 ・ホームページの開設</li> <li>・庁内 LAN 整備基本計画の作成</li> </ul>
財政の健全化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有地処分検討委員会の設置</li> <li>・各種使用料、手数料の見直し ・補助金・委託料等の見直し</li> </ul>

財政健全化3ヵ年アクションプラン（平成13～15年度）

財政再建準用団体への転落を回避するため、主に財源確保という緊急かつ量的な側面に着目した対応方策として実施したものです。

実施項目では、歳入の確保として、使用料・手数料・負担金等の見直し、保有地の処分など、歳出の削減として、人件費の抑制、補助金等の見直し、繰出金等の抑制、普通建設事業の抑制および新規普通建設事業の凍結などがあります。

予定効果額に比べ111.0%の達成率で、112億42万余円の効果があり、財政運営に大きく寄与しました。

一方、予測をはるかに上回る市税収入の減収により、確保できなかった財源は、44億3,071万余円となりますが、収支不足額については、国の制度として新たに創設された仕組みである臨時財政対策債を活用（3ヵ年合計で58億2,460万円）するなど財源の確保を行いました。

アクションプラン財政効果額

（「市税収入の確保」に係る額を除いた場合）

単位：千円

項 目	金 額
A アクションプランでの予定効果額	10,091,349
B 実施後の実際の効果額（ + ）	11,200,424
歳出削減に向けた取り組みの効果額	10,558,095
歳入確保に向けた取り組みの効果額	642,329
C（ B - A ）	1,109,075
D 達成率（ B / A ）	111.0%

アクションプラン財政効果額

単位：千円

項 目	金 額
A アクションプランでの予定効果額	10,951,269
B 実施後の実際の効果額（ + ）	6,520,556
歳出削減に向けた取り組みの効果額	10,558,095
歳入確保に向けた取り組みの効果額	4,037,539
C（ B - A ）	4,430,713
D 達成率（ B / A ）	59.5%

（「財政健全化3ヵ年アクションプラン（まとめ）（平成16年10月）」より）

### 岸和田市新行財政改革実施計画（平成 15～17 年度）

10 分野 55 項目の実施項目でスタートし、計画期間中に 8 項目を追加しました。48 項目が計画どおり実施でき、48 億 6,000 万円の財政的な効果をあげています。

定員管理計画の推進で平成 14 年度から 17 年度の 4 カ年で計画を上回る 151 名を削減、人件費の適正化で特殊勤務手当や通勤手当の改正、市税前納報奨金の廃止、駐車場の有料化、市営葬儀の委託化などがあります。

又、自治基本条例を制定し、市民参加システムの構築や透明性の向上など公民協働の推進に取り組んできました。

### 岸和田市新行財政改革実施計画効果額

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	3 カ年合計
効果額合計	1,037,944	1,794,491	2,028,516	4,860,951

（「岸和田市新行財政改革実施計画報告書（平成 18 年 6 月）」より）

### 職員数の削減状況（全会計）

（単位：人）

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	7 カ年合計
29	20	49	46	20	36	6	206

### 岸和田市新行財政改革第 2 次実施計画（平成 18～21 年度）

新行財政改革第 2 次実施計画では、新行財政改革実施計画から引き継ぐ項目に新たなものを加え、9 分野 57 項目に取り組んでいきます。そのもとに、行政運営のスピードアップを図り、公民の役割分担を進め、民営化を推進しながらスリムで効果的な行政の実現に努めています。

## ・財政推計表からの今後の見通し

平成 18 年度は、収支の均衡を予想していますが、基金もほぼ底をつき、このまま推移すると、平成 23 年度には約 120 億円の収支不足に陥ることが予想されています。

また平成 22 年度には実質収支比率が、マイナス 21.1%となり財政再建準用団体に転落、民間企業でいう倒産状態となります。

さらに、平成 18 年度では 19.5%の実質公債費比率も、今後、財政状況が健全とされる 18%未満に下がることなく推移する見込みで、公債費の占める割合からしても本市の財政は健全とはいえません。

財政推計表（平成 18 年 9 月推計）

（金額：百万円 比率：%）

項目	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<b>歳入総額</b>	<b>67,630</b>	<b>69,472</b>	<b>62,927</b>	<b>62,459</b>	<b>63,192</b>	<b>60,823</b>
市税	23,225	25,440	25,810	25,534	25,916	26,306
地方交付税	13,137	14,455	14,056	13,605	12,864	11,992
国庫支出金	8,615	10,128	9,038	9,301	9,217	9,635
地方債	5,305	7,386	2,700	2,618	3,355	207
その他	17,348	12,063	11,323	11,401	11,840	12,683
<b>歳出総額</b>	<b>67,630</b>	<b>70,801</b>	<b>64,665</b>	<b>64,463</b>	<b>66,584</b>	<b>64,292</b>
義務的経費	38,917	39,422	39,373	39,066	40,304	40,453
人件費	14,455	13,822	13,891	13,371	13,817	13,267
扶助費	15,202	15,718	16,251	16,803	17,373	17,963
公債費	9,260	9,882	9,231	8,892	9,114	9,223
投資的経費	6,296	10,722	4,271	4,117	5,076	2,867
その他	22,417	20,657	21,021	21,280	21,204	20,972
<b>単年度収支</b>	<b>0</b>	<b>1,329</b>	<b>1,738</b>	<b>2,004</b>	<b>3,392</b>	<b>3,469</b>
<b>累積収支</b>	<b>0</b>	<b>1,329</b>	<b>3,067</b>	<b>5,071</b>	<b>8,463</b>	<b>11,932</b>
実質収支比率	0.0	3.2	7.5	12.5	21.1	30.1
経常収支比率	101.4	106.3	106.4	107.3	111.4	112.0
実質公債費比率	19.6	20.0	19.5	18.8	18.5	19.2
標準財政規模	39,496	41,297	41,146	40,481	40,106	39,607
地方債現在高	85,188	84,563	79,894	75,455	71,447	64,133
積立金(基金)現在高	3,097	2,538	2,546	2,562	2,586	2,611

- \* 実質収支比率 標準財政規模に対する実質収支（左記の累積収支）の割合で、市町村の場合マイナス 20%以上になると、財政再建計画を策定して財政再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設等の建設事業の財源とすることができません。このような団体を財政再建準用団体といいます。
- \* 経常収支比率 財政構造の弾力性を表す比率。人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。  
健全な財政運営がなされている都市の多くが 80～90%で、それ以上を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。
- \* 実質公債費比率 平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい財政指標で、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費（水道、下水道、病院の各企業会計の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入し、岸貝清掃施設組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を算入）に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。  
地方債の「協議制度」の下では、市町村にあっては知事に協議すれば原則として、自由に地方債を発行できるが、18%以上の団体については、引き続き地方債の発行に許可を要し、25%以上の団体については、区分に応じて起債の制限を受けます。
- \* 標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値です。

## ．重点目標

### 1．財政に関する重点目標

#### (1) 経常収支比率の抑制に向けて

本市においては、ここ数年の経常収支比率が95%台から97%台で推移しており、推計上では101%から112%となっています。

一般的に都市での数値として妥当といわれています80%から90%とは到底いかないまでも、5ヵ年では推計上から5%程度の減少を目標に行財政運営を行っていきます。

創意と工夫、努力により、前倒しに向けて取り組んでいく必要がありますが、将来的には90%から95%の間での行財政運営を行います。

#### (2) 公共事業費規模の適正化

地域経済への影響にも配慮しながら、現在見込まれる事業以外の経常的な公共事業を極力抑制するとともに、既に見込んでいる事業についても、延伸可能なものは、年度間調整を図り延伸するなど、公共事業費規模の適正化を図ります。

#### (3) 実質公債費比率の逡減化

普通建設事業を抑制しながら建設地方債の新規発行の抑制、過去に発行した高利率な起債の借換、加えて、当面の収支状況を見極めつつ繰上償還するなど公債費の抑制を図りながら、実質公債費比率の逡減化に努めます。

一方、次の諸要因により当面は増加する傾向にあります。

推計上では含めていなかったもので、一つには、定員・人件費適正化計画の下に将来の総人件費削減に取り組む中で、団塊世代の大量退職への対応策として退職手当債の発行によるものです。

又、「安心安全なまちづくり」に向け、新消防本部庁舎建設のための建設地方債の発行があります。

加えて、国が地方に交付してきた地方交付税の一部を、特例地方債に振り替える制度が引き続き実施されることによる臨時財政対策債の発行があります。

## 2. 職員に関する重点目標

### (1) 職員数の削減

定年退職者については、教員、消防、一部の専門職を除き原則不補充とします。これにより、第2次定員管理計画・集中改革プランで予定をしていた削減数92人に132人を上乗せして224人の人員削減を行います。平成18年度の1,483人を平成23年度までに1,259人とします。削減率は15.1%となります。

住民に対し最適な行政サービスを提供し、様々な行政課題に対応するためには、人材・人員の確保は非常に重要なことです。そのことを踏まえながらも、本市の危機的な財政状況を脱し、持続可能なまちづくりを進めるためにもスリムな行政に転換することが求められています。

削減目標を達成するために、民営化・委託化の推進や施策評価による事務事業の見直しや組織の一層の効率化をおこないます。又、再任用職員や嘱託職員、臨時職員の活用を図るなど必要な事業の実施に支障が生じることのないよう工夫をしていきます。一方、人材を育成し、職員の職務遂行能力の向上を図れるよう人事考課システムを活用します。

普通会計以外では、病院医師、病院看護師等を削減の対象外とします。

### (2) 給与等の適正化等

人事院勧告や大阪府人事委員会勧告等を勘案し給与その他諸手当については適正化に努めてきましたが国家公務員準拠を基本として適正化を図っていきます。

- ・ 住宅手当の削減
- ・ 通勤手当の適正化
- ・ 給料表の改定
- ・ 再任用給与の改定
- ・ 教員諸手当の削減

又、本市の危機的な財政状況への対策として、諸手当を一定期間削減します。

- ・ 特別職報酬等の削減
- ・ 管理職手当の削減
- ・ 期末手当の削減

### (3) その他

職員の勤務時間、休暇等、勤務条件については、国、府および近隣各市の状況等を勘案し職員団体とも調整を図りながら引き続き適正な運用に努めます。

### 3. 行政経営に関する重点目標

#### (1) 集中と選択

限られた財源のなかで、市民の多様化したニーズや新たな法律により自治体の責務となる各種事業の増加等により、総花的な事業執行による対応には自ずと限界が訪れています。

そこで、集中と選択による事業展開を図っていきます。

今後のまちづくりや税源涵養に向けての戦略的・機動的な重点的投資を行うと共に、多様で重層的な市政への市民の参画の促進、市民意識調査の結果や「まちづくりミーティング」等での意見交換等による優先順位の洗い出しなどから、「集中と選択」に向けての点検を行っていきます。

#### (2) 住民自治の強化による公民協働の推進

地区市民協議会、地区福祉委員会等の地域組織やボランティア団体、NPO、事業者、その他市民活動団体等との協働による視点からのまちづくりを強化推進していきます。

ここでは、「公民協働推進の指針」をもとにイコールパートナーの立場での展開を図り、実施することにより「住民自治の力」それぞれの組織の「主体的な力」を弱体化することのないよう努めます。

#### (3) セーフティネットへの取り組み

補完性の原理を前提に協働を推進し、きめ細かい重層的なセーフティネットの拡充に努めます。行政の特化した役割として、専門的な分野での人的支援や身近な地域での拠点的施設サービスを充実させると共に、弱者や個々の負担能力に配慮したまちづくりを進めます。

#### (4) 6つの視点による事務事業の継続的な見直し

経費の多少にかかわらず、職員の人件費を含めたトータルコストの視点から

- ・ 個別の具体的な事業のあり方を点検するに当たって、常に、投入される職員数の経費を除くことなく検証を実施します。

徹底した「公共性の度合い」の洗い直しによる、「行政の関与の仕方」「実施主体のあり方」の再点検の視点から

- ・ 日常生活で、ほとんどの人に必要とされる必需的なサービスか個人によって必要性が異なる選択的なものなのか、あるいは、そのサービスが、市場原理では提供されにくいもので行政が中心となって提供していくべきものか、それとも、民間でも供給可能なものなのか。そのような視点から、再点検を実施します。

「受益と負担」の適正化の視点から

- ・「受益と負担」を考える際、多様なサービスを提供する責務を負う自治体にとって、住民間の公平を図り、トータルとしての住民サービスを向上させていくことが第一義的な目的となります。

すべてないしほとんどを税で賄うべきものとして、必需的で、かつ市場で提供されない、道路や公園、義務教育施設が挙げられます。

法で無償が定められている場合を除き、上記の領域以外については、そのサービスの性質に応じて適切な負担を求められることとなります。

その際には、左記で述べている「セーフティネット」への配慮については言うまでもありません。

- 「事務事業評価」から「施策評価」への転換による整理・統合の視点から
- ・新たな「行政経営システム」の構築により、事務事業の目的別体系化を行い、事業の見直しにつなげていきます。

可能なものから部局連携・統合型の事業執行を目指す視点から

今日的な市民ニーズに対応できるよう、スクラップ&ビルドの視点から

・ 具体的取り組み

財政推計で示された5カ年の収支不足約120億円の解消に向けた具体的な取り組みです。収支不足に至った財政構造の転換を目指すためにも、この期間内だけに限らず、後年度に効果が上がってくるものについても検討あるいは着手するものとしてプランに含み積極的な推進を図ってまいります。

**効果額のまとめ**

**きしわだ行財政再生プラン効果額**

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	5カ年合計
歳出削減効果額	1,147,423	991,488	1,751,619	1,363,438	1,775,380	7,029,348
歳入確保効果額	275,345	773,485	789,450	2,014,860	1,065,625	4,918,765
効果額合計	1,422,768	1,764,973	2,541,069	3,378,298	2,841,005	11,948,113
収支不足額	1,328,688	1,738,293	2,003,677	3,392,317	3,469,306	11,932,281
差し引き	94,080	26,680	537,392	14,019	628,301	15,832

**歳出削減効果**

(単位：千円)

歳出削減効果	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	5カ年合計
人件費の適正化等(委託民営化推進分除く)	645,051	692,494	804,498	688,687	905,019	3,735,749
特別会計・企業会計繰出基準の見直し	103,492	100,898	199,873	176,518	159,592	740,373
外郭団体への補助金の見直し	614,035	266,880	769,470	354,209	310,231	2,314,825
各種団体補助金・給付金等の見直し	17,164	38,747	39,351	52,475	53,120	200,857
普通建設事業の抑制	122,557	89,939	77,544	101,931	101,464	493,435
公債費対策制度の活用		2,910	19,476	26,457	22,864	71,707
事業委託・民営化の推進			66,799	139,721	197,450	403,970
その他事務事業の見直し等	97,553	97,553	97,553	97,553	97,553	487,765
推計外臨時経費対応分	452,429	297,933	322,945	274,113	71,913	1,419,333
合計	1,147,423	991,488	1,751,619	1,363,438	1,775,380	7,029,348

**歳入確保効果**

(単位：千円)

歳入確保効果	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	5カ年合計
収益事業収入の更なる確保	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
退職手当償制度の活用	175,345	499,335	171,300	709,710	247,475	1,803,165
基金・資産の有効活用			100,000	787,000	300,000	1,187,000
受益と負担の見直し		174,150	418,150	418,150	418,150	1,428,600
合計	275,345	773,485	789,450	2,014,860	1,065,625	4,918,765

## 1. 歳出の削減

### 人件費の適正化等

人件費の削減等による効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	645,051	692,494	804,498	688,687	905,019	3,735,749

< 項目 >

特別職報酬の減額 (10% 15%)						
特別職の報酬については、平成 18 年 4 月から 10%カットしていましたが、さらに 5%カットし、期末手当の減額をあわせて、計 19%の減額します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	5,634	5,634	5,634	-	-	16,902

定年退職者原則不補充							
定年退職者については、原則不補充とします。(教員・消防・一部の専門職を除く。)							
これにより、第 2 次定員管理計画・集中改革プランで予定していた削減数(平成 21 年度までに 92 人)に新たに 132 人を上乗せして、平成 23 年度までの 5 カ年で合計 224 人の職員を削減します。(小学校給食委託化、保育所民営化にかかる効果額は除く。)							
< 普通会計職員数について (平成 19 年度～23 年度) (単位:人) >							
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	5 カ年合計
第 2 次定員管理計画・集中改革プラン		32	37	23			92
財政推計普通会計職員数	1,483	1,451	1,414	1,391	1,391	1,391	
行財政再生プラン(第 2 次定員管理計画・集中改革プランに上乗せ)			1	30	44	57	132
上記プラン実施後職員数		1,451	1,413	1,360	1,316	1,259	
合計減員数		32	38	53	44	57	224
効果額 (千円)	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	5 カ年合計	
		4,840	111,804	296,392	515,755	928,791	

住居手当の削減						
世帯主以外の住居手当を廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	152,833	148,349	145,561	145,561	145,561	737,865

超過勤務手当の削減						
勤務時間の見直しにより、超過勤務手当を削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	21,473	21,473	21,473	21,473	21,473	107,365

自動車通勤手当の見直し						
自動車通勤手当の経費積算を見直します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	6,540	6,540	6,540	6,540	6,540	32,700

再任用職員給与改定						
再任用職員の給与を、現行の 202,080 円から 195,680 円へ引き下げます。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	4,017	7,474	7,474	7,474	7,474	33,913

管理職手当の削減						
管理職手当平均 17%を削減します。(5 カ年)						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	27,960	27,960	27,960	27,960	27,960	139,800

職務加算の削減						
期末勤勉手当の職務に応じた加算の平均 24%を減額します。(5 カ年)						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	36,861	36,861	36,861	43,451	43,451	197,485

期末手当の削減						
期末手当の 0.5 月分を削減します。(3 カ年)						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	269,441	266,913	264,385			800,739

幼稚園教員特別手当の見直し						
幼稚園教員特別手当を経過措置を設け、20 年度に廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	6,994	13,988	13,988	13,988	13,988	62,946

幼稚園教員の地域手当見直し						
幼稚園教員の地域手当を市職員同様にします。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	5,427	10,854	16,281	21,708	21,708	75,978

産高教職員の地域手当見直し						
市立岸和田産業高等学校教員の地域手当を市職員同様にします。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	4,110	8,220	12,330	16,440	16,440	57,540

人件費適正化等に伴う共済費影響額						
人件費適正化策等により、共済費に反映される分を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	43,950	44,425	45,316	25,592	22,561	181,844

国民健康保険繰出金の見直し（人件費適正化削減相当額）						
人件費適正化策の実施により、国民健康保険特別会計への繰出金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	9,051	9,008	8,964	4,436	4,436	35,895

介護保険事業特別会計の見直し（人件費適正化削減相当額）						
人件費適正化策の実施により、介護保険特別会計への繰出金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	6,163	6,135	6,107	3,194	3,194	24,793

職員厚生会の見直し（一般部局）						
平成 19 年度の職員厚生会への委託料を廃止します。平成 20 年度以降、互助会補給金を廃止することから、厚生会の運営については検討します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	7,000					7,000

職員厚生会の見直し（教職員）						
職員厚生会の委託料を廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000

大阪府市町村職員互助会補給金の廃止						
平成 20 年度から補給金を廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		36,223	36,223	36,223	36,223	144,892

岸和田市公園緑化協会補助金（人件費適正化削減相当額）						
人件費適正化策の反映により、補助金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	4,504	4,504	4,504	2,072	2,072	17,656

岸和田市文化財団補助金（人件費適正化削減相当額）						
人件費適正化策の反映により、補助金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	11,532	11,532	11,532	5,304	5,304	45,204

社会福祉協議会委託料（人件費適正化削減相当額）						
人件費適正化策の反映により、委託料を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	6,272	6,272	6,272	2,885	2,885	24,586

岸貝清掃施設組合分担金の見直し（人件費）						
人件費適正化策の反映により、分担金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	12,289	12,289	12,289	4,994	4,994	46,855

## 特別会計・企業会計繰出基準の見直し

特別会計・企業会計繰出基準の見直しによる効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	103,492	100,898	199,873	176,518	159,592	740,373

### < 項目 >

水道会計繰出基準の見直し（無水源地域負担金）						
無水源地域負担金についての繰り出し金を削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000

水道会計繰出基準の見直し（上記企業債利子）						
無水源地域水道建設企業債利子分についての繰り出し金を削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	6,590	3,996	2,971	2,847	2,792	19,196

水道会計繰出基準の見直し（庁舎建設企業債負担金）						
市庁舎別館建設に際し起債した庁舎建設企業債に対して、別館に入居している一般部局の負担金についての繰り出し金を削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	40,102	40,102	40,102	16,871		137,177

水道会計・病院会計繰出基準の見直し（共済追加費用負担金）						
共済追加費用分についての繰り出し金を削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	51,800	51,800	51,800	51,800	51,800	259,000

病院会計繰出し基準の見直し（50 床増床に伴う）						
50 床増床効果分について、繰り出し金を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			100,000	100,000	100,000	300,000

## 外郭団体への補助金の見直し

外郭団体への補助金の見直しによる効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	614,035	266,880	769,470	354,209	310,231	2,314,825

### < 項目 >

岸和田市公園緑化協会補助金繰越金清算						
公園緑化協会が保有する補助金の繰越金分を清算します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	58,000					58,000

岸和田市文化財団補助金繰越金清算						
岸和田市文化財団が保有する補助金の繰越金分を清算します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	70,000					70,000

岸和田市文化財団補助金（人件費補助見直し）						
財団の自助努力により 8 名分の人件費補助を縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000

岸貝清掃施設組合分担金の見直し（繰越金活用含む）						
岸貝清掃施設組合が保有する分担金の繰越分を清算します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	237,817					237,817

岸貝清掃施設組合分担金の見直し（維持補修費）						
維持補修費を精査し、25%縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	142,061	159,723	164,532	248,102	203,173	917,591

岸貝清掃施設組合分担金の見直し（物件費）						
物件費を精査し、10%縮減します。						
効果額 （千円）	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	76,157	77,157	74,938	76,107	77,058	381,417

公園緑化協会資本金の見直し						
公益法人制度見直し時に公園緑化協会資本金を 4 億円から 1 億円とします。						
効果額 （千円）	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			300,000			300,000

文化財団資本金の見直し						
公益法人制度見直し時に文化財団資本金を 3 億円から 1 億円とします。						
効果額 （千円）	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			200,000			200,000

### 各種団体補助金・給付金・見舞金等の見直し

身体障害者見舞金等の給付金については、生活支援型ではないものの、現況の社会経済状況を考慮し据え置くものとします。

今後、制度改正の際には見直しすることとし、「岸和田のセーフティネット」にふさわしい施策に振り替えていくこととします。

就園就学奨励費制度についても、現行基準で据え置くこととします。

各種団体補助金・給付金・見舞金の見直しによる効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	17,164	38,747	39,351	52,475	53,120	200,857

#### < 項目 >

敬老祝金見直し						
これまで、・77 歳(1 万円)・88 歳(1 万 5 千円)・99 歳(2 万円)・100 歳以上(2 万 5 千円)の支給であったものを見直し、77 歳・99 歳を廃止し、88 歳・100 歳以上のみ継続します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	17,164	17,747	18,351	18,975	19,620	91,857

私立就園補助金廃止						
平成 20 年度から私立就園補助金(年間 36,000 円)を廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		8,500	8,500	8,500	8,500	34,000

し尿くみ取り収集助成金廃止						
し尿くみ取り収集助成金について、4 区域に分け、平成 20 年度から 2 年ごとに、段階的に廃止します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		12,500	12,500	25,000	25,000	75,000

各種団体補助金、各種団体事務局の在りかたを検討						
団体補助、団体事務局の在りかたについて、検討委員会を設置し検討を実施します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計

## 普通建設事業の見直し

普通建設事業の見直しによる効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	122,557	89,939	77,544	101,931	101,464	493,435

< 項目 >

事業量の縮小・財源確保						
事業量、事業実施期間を見直し、対推計一般財源ベースで 20%縮減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	122,557	89,939	77,544	101,931	101,464	493,435

## 公債費の見直し

公債費の見直しによる効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	-	2,910	19,476	26,457	22,864	71,707

< 項目 >

高利率公債費対策活用						
財政融資資金で 5%以上の金利の地方債について借り換えにより公債費負担を軽減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		2,910	3,750	4,943	3,410	15,013

高利率公債費対策活用						
郵政公社資金で 5%以上の金利の地方債について借り換えにより公債費負担を軽減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			15,726	21,514	19,454	56,694

## 事業委託の推進

事業委託の推進による効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			66,799	139,721	197,450	403,970

< 項目 >

小学校給食委託化の推進						
調理及び洗浄業務について民間委託して、運営経費を節減します。 平成 18 年度から 2 校で行っており、平成 19 年度も 1 校で予定、平成 22 年度までには、トータルで 7 校程度に拡大します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
				6,940	11,780	18,720

公立保育所民営化の推進						
民間活力導入により、施設の改善、より上質な保育サービスの安定的な提供を目的とし、平成 21 年度から毎年 1 カ所ずつ、計 5 カ所の保育所を民営化します。 (東光保育所・大芝保育所・新条保育所・城東保育所・中央保育所)						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	-	-	66,799	132,781	185,670	385,250

## その他事務事業の見直し等

その他事務事業の見直し等による効果額						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	97,553	97,553	97,553	97,553	97,553	487,765

< 項目 >

経常経費枠配分の削減						
枠配分経常経費を 5%削減します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	325,000

事務事業の見直し						
教職員研修用図書配布を廃止する外、事務事業を見直します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	32,553	32,553	32,553	32,553	32,553	162,765

## 推計外臨時経費対応分

推計外臨時経費対応分						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	452,429	297,933	322,945	274,113	71,913	1,419,333

< 項目 >

消防庁舎建設 (H19 設計 H20～21 建設)						
老朽化した現在の消防本部庁舎にかえて、緊急時、災害時にその中核となって機能を発揮できるように市の中心部に近い場所に新消防本部庁舎を建設します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	40,000	225,000	225,000			490,000

消防庁舎建設に伴う公債費増 (H20～21 13.5 億円発行)						
新消防本部庁舎の建設に伴い、公債費が増となります。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			10,125	30,375	60,750	101,250

その他						
推計外臨時経費の対応分、国の制度変更影響分等						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	412,429	72,933	87,820	243,738	11,163	828,083

## 2. 歳入の確保

経営主体としての行政運営を念頭に前例にとらわれず、あらゆる方面で歳入増に寄与する方策を検討していくこととします。

受益と負担については、自治体としてトータルサービスをいかにバランスよく提供していくかということを前提に進めていくこととします。

今回の、保育料等ほかの見直しについては、今年度より実施される乳幼児医療の対象年齢の引き上げや幼稚園アフタースクールの拡充、「放課後子ども教室」の開設や放課後児童健全育成事業の増設、新たなブックスタートの実施等、「子どもを育むまち」を進める施策の充実のなかで、専ら税を財源に行う他の様々なサービスとのバランスに配慮し応分の負担を求めていくこととします。

### <項目>

収益事業収入の増収確保						
平成 19 年 3 月、大阪市内に開設する西日本初の都市型場外車券売場「サテライト大阪」で、競輪事業収入のさらなる増収を図ります。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000

退職手当債の活用						
団塊の世代の大量退職に際し、退職手当債を活用します。(公債費差し引き後)						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	175,345	499,335	171,300	709,710	247,475	1,803,165

保育料見直し						
平成 20 年度から保育料を現行、国基準の 70% から 75% へ見直します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		90,000	90,000	90,000	90,000	360,000

チビッコ協力金見直し						
平成 20 年度からチビッコホームの協力金を現行 5,000 円から 7,000 円へ見直します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		15,150	15,150	15,150	15,150	60,600

幼稚園保育料見直し						
平成 20 年度から幼稚園保育料を現行 8,000 円から 10,000 円へ見直します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		39,000	39,000	39,000	39,000	156,000

基金の再編活用						
基金を再編し、有効活用します。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
	-	-	-	687,000	200,000	887,000

ごみ有料化（収集運搬経費の 1/4 を市民負担）						
費用負担の公平化を主旨として単純従量制（ごみ袋 1 枚目から課金する仕組み。出すごみを減らすほど負担が減る。）による有料化の実施を検討します。						
収集運搬経費の 1/4 を指定袋料金で市民負担とし、45ℓごみ袋を 50 円で販売すると想定し試算。						
・収入（指定袋販売代金）= 321,767 千円						
・支出（指定袋作成量 + 委託料・手数料など）= 77,529 千円						
・差引収入額：321,767 千円 - 77,529 千円 = 244,238 千円						
年間約 2 億 4,400 万円の収入を見込みます。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			244,000	244,000	244,000	732,000

阪南 2 区 3 ヘクタール、城周辺用地等の長期暫定活用						
阪南 2 区の 3 ヘクタール、城周辺用地等について、遊休地とすることなく暫定的に活用し、財産収入の確保に努めます。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
			100,000	100,000	100,000	300,000

施設使用料の見直し 体育館、テニスコート、市民プール等使用料						
体育館、テニスコート、市民プールなどのスポーツ施設をはじめとする各施設使用料、講座等参加負担金、各種手数料等について、適正な受益者負担の確保に努めます。						
効果額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 カ年合計
		30,000	30,000	30,000	30,000	120,000

3. 自律を目指した「岸和田再生まちづくりミーティング」(地域別)の開催  
市民への情報公開・情報提供、説明責任を果たしていく一環として、  
広報紙やホームページからの発信のみに終わらず、直接的な情報提供  
の場として、地域単位で「岸和田再生まちづくりミーティング」を開催  
します。

そこでは、財政状況を含めたこれからのまちづくりについて意見交換  
を重ね情報共有を深めるなかで、今後の行財政運営に生かすと共に、「自  
治基本条例」の精神にのっとった「市民自治都市」を目指してまいりま  
す。

4. 補助金等および市民活動団体事務局の在りかた検討委員会の設置  
専門家、市民を交えての「検討委員会」を設置し、検討を進めます。

#### 5. その他

事務事業の効率化に向け、民間活力や専門的な技術の利用により効果  
の上がる事務事業、法的な制約がなく外部委託が可能で、市民サービス  
の向上につながるものについて、行政の関与のもとに民営化や事業の委  
託化に努めていきます。

##### (1) アウトソーシングの推進

- ・ 小学校給食調理業務
- ・ 各種運営業務等の民間委託の推進

##### (2) 民営化の推進

公立保育所をはじめ、可能なものから民営化の推進を図っていきます。

##### (3) 指定管理者制度

地方自治法の改正(平成15年9月2日施行)により、公の施設の  
管理委託が、民間業者を含む法人その他の団体でも可能となったもので、  
住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とし  
て創設されました。

本市では、庁内に「公の施設検討プロジェクトチーム」を設置し、  
平成17年3月、「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」を策定、  
同年6月、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合の手續等につ  
いて必要な事項を定めた「岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手  
続等に関する条例」を制定しました。これに基づき、指定管理者の候  
補者を選定、指定管理者指定の議決を経て、平成18年4月から、次  
表「指定管理者制度導入施設一覧」の17施設において、指定管理者  
による管理代行が開始されています。

引き続き、「新行財政改革大綱」の3つの原理に基づき、単に市場に任せるということではなく、協働の視点でもって、公の施設の在りかたやそれに適した管理方法についての検討を行います。又、より一層の経費節減や市民サービス向上、市民との協働による地域の活性化などを目指し、本制度の活用が公の施設の設置目的を効果的に達成することができる施設について、積極的な導入を推進していきます。

#### 指定管理者制度導入施設一覧（平成18年4月1日現在）

	施設名	指定管理者
1	浪切ホール	財団法人岸和田市文化財団
2	自泉会館	岸和田文化事業協会
3	福祉総合センター	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会
4	高齢者ふれあいセンター朝陽	
5	浜老人集会所	岸和田市浜校区老人クラブ連合会
6	だんじり会館	岸和田市観光振興協会
7	五風荘	
8	まちづくりの館	
9	市営駐車場	
10	産業会館	岸和田商工会議所
11	牛滝温泉やすらぎ荘	(株)KPGエコロジックリゾート岸和田
12	大沢山荘	大沢町町会
13	市営自転車等駐車場(南海岸和田駅第1～3駐輪場を除く)	社団法人岸和田市シルバー人材センター
14	都市公園	財団法人岸和田市公園緑化協会
15	児童遊園	
16	市民道場心技館	岸和田市民道場心技会
17	郷土資料館	岸和田市観光振興協会

#### (4) 市民・事業者との協働の推進

協働とは、市民、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を理解・尊重して補完・協力しながら対等な関係で連携・活動し、共通の目的を達成していくための手段です。

本市では町会、自治会、地区市民協議会といった地域コミュニティ組織はもちろん、テーマ別の市民活動団体の活動も盛んに行われ、このような市民と行政の取り組みをさらに進めていくため平成16年4月に庁内に協働推進スタッフを設置しました。

平成 16 年 12 月には、「岸和田市自治基本条例」を、平成 17 年 6 月には、協働のまちづくりを推進するための考え方を示すものとして、「公民協働推進の指針」を制定しました。

今後、限られた財源の中で、「新しい公共」に対応したまちづくりを進めるために、行政と市民・事業者等との協働は欠かせないものであり、積極的に推進していきます。

<本市における協働の具体例>

環境分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津田川・春木川・轟川・牛滝川 一斉清掃</li> <li>・きしわだ環境市民会議</li> <li>・まちを美しくする市民運動推進協議会</li> </ul>
まちづくり分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民フェスティバルの開催</li> <li>・歴史的まちなみ保全事業</li> <li>・岸和田ファミリーロードプログラム</li> <li>・中心市街地活性化事業</li> </ul>
生涯学習分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸和田市民カレッジ企画コミッション</li> <li>・市民体育大会</li> <li>・岸和田市地域子ども教室</li> </ul>
福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食活動</li> </ul>

(5) 再任用の積極的活用

今後、大量の定年退職者が予定される中、長年培った経験と知識を活用するためにも、順次その職域を拡大していく必要があります。その際には、個々の専門性や経験を有効に活用できるよう、組織としてのニーズを早急に調査・検討し、職のメニュー化を図っていきます。

(6) その他検討事項について

広告収入

近年、自治体においても広告事業を実施する事例がよく見られるようになっていきます。自治体の保有する資産を広告媒体として民間企業等に販売や有償にて貸与することで、財源を確保し、増収を図るものです。

こうした新たな手法での増収を図るため、次のような事例について検討していきます。

## ・バナー広告

バナー広告とは、インターネットのホームページ上の一部に枠取りされた広告で、そこをクリックすると、その広告主企業などのホームページにつながるなどにより広告効果を得るものです。

現在、本市のホームページ（ウェブサイト）は、トップページベースで年間約 59 万件の訪問者を数えています。今後、より多くの利用者を獲得するためには、ホームページ自体の使いやすさと情報発信の迅速性の向上が求められており、ホームページの刷新の検討にあわせ、トップページや、利用者の多いだんじり祭のページなどに、必要に応じてバナー広告のスペースを設けることで、歳入の確保に寄与できるよう検討していきます。

## ・ネーミングライツ

ネーミングライツとは、施設などの名称に企業名や商品名を付けることができる権利で、施設命名権とも表現されます。

企業にとっては知名度向上などの広告効果が、施設にとっては、その収入により一定期間の安定した財源の確保ができるものです。

これについては、市町村レベルでの先行事例が少なく、取り組んでいる自治体においても制度の浸透や価格設定などが課題であると報じられているほか、その施設が現在の名称になった経緯や名称変更による影響などにも配慮した研究がなされる必要があると考えます。

### <ネーミングライツの例>

旧 名 称	命名権による呼称
大阪ドーム	京セラドーム大阪
福岡ドーム	福岡 Yahoo!JAPAN ドーム

## 差押財産のインターネット公売

市税の滞納に対し、これまでも債権差押を中心とした滞納処分を強化してきました。新たな手法として平成 18 年 10 月から、差押財産のインターネット公売を開始し、初回の実施では自動車 2 台を公売し、約 230 万円を税に充当することができました。

今後も税負担の公平性の観点を踏まえ、こうした新しいノウハウの活用に積極的に取り組んでいきます。

・再生プラン取組み後の収支見直し

財政推計表（再生プラン取組後）

（金額：百万円 比率：％）

項目		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>推計時単年度収支</b>	<b>A</b>	1,329	1,738	2,004	3,392	3,469
<b>再生プラン</b>						
人件費適正化等内部改革		1,683	1,348	2,049	1,519	1,674
委託化・民営化の推進				67	140	197
補助金等見直し		17	39	39	52	53
退職手当債、公債費対策制度活用		175	502	191	736	270
基金、保有地の有効活用				100	787	300
新消防庁舎建設		40	225	235	30	61
受益と負担の適正化			174	418	418	418
その他推計外臨時的経費対応		412	73	88	244	10
<b>再生プラン計</b>	<b>B</b>	1,423	1,765	2,541	3,378	2,841
<b>再生プラン取組後歳入総額</b>		69,792	63,847	63,976	65,506	62,341
市税		25,440	25,810	25,534	25,916	26,306
地方交付税		12,855	13,035	13,147	12,954	12,160
国庫支出金		10,128	9,038	9,301	9,217	9,635
地方債		9,206	4,367	3,475	4,274	739
その他		12,163	11,597	12,519	13,145	13,501
<b>再生プラン取組後歳出総額</b>		69,698	63,820	63,439	65,520	62,969
義務的経費		38,967	38,893	38,563	40,130	40,018
人件費		13,191	13,212	12,580	13,115	12,349
扶助費		15,701	16,233	16,785	17,354	17,944
公債費		10,075	9,448	9,198	9,661	9,725
投資的経費		10,639	4,406	4,264	4,974	2,765
その他		20,092	20,521	20,612	20,416	20,186
<b>再生プラン取組後単年度収支</b>	<b>A + B</b>	94	27	537	14	628
<b>再生プラン取組後累積収支</b>		94	121	658	644	16
実質収支比率		0.2	0.3	1.6	1.6	0.0
経常収支比率		103.2	103.5	103.0	107.4	107.1
実質公債費比率		19.6	19.2	18.7	18.1	19.2
標準財政規模		41,297	41,191	40,556	40,197	39,776
地方債現在高		85,805	84,106	80,788	77,037	69,860
積立金(基金)現在高		3,305	3,313	3,329	2,666	2,491

・きしわだ行財政再生プランの推進に向けて

企画調整部改革推進室が事務局となり、企画調整部企画課、市長公室人事課、総務部財政課との連携により進行管理を進めていくこととします。

岸和田市行財政改革推進体制により全庁をあげて推進していきますが、平成18年度に創設されている「政策推進戦略会議」との関係について、早急に整理検討していくものとします。

特に、外部の学識委員で構成されている「岸和田市行財政改革推進研究委員会」の積極的な活用を図ります。第3者専門機関としての機能を活かし、その指導・助言を参考として改革を推進していきます。

岸和田市行財政改革推進体制

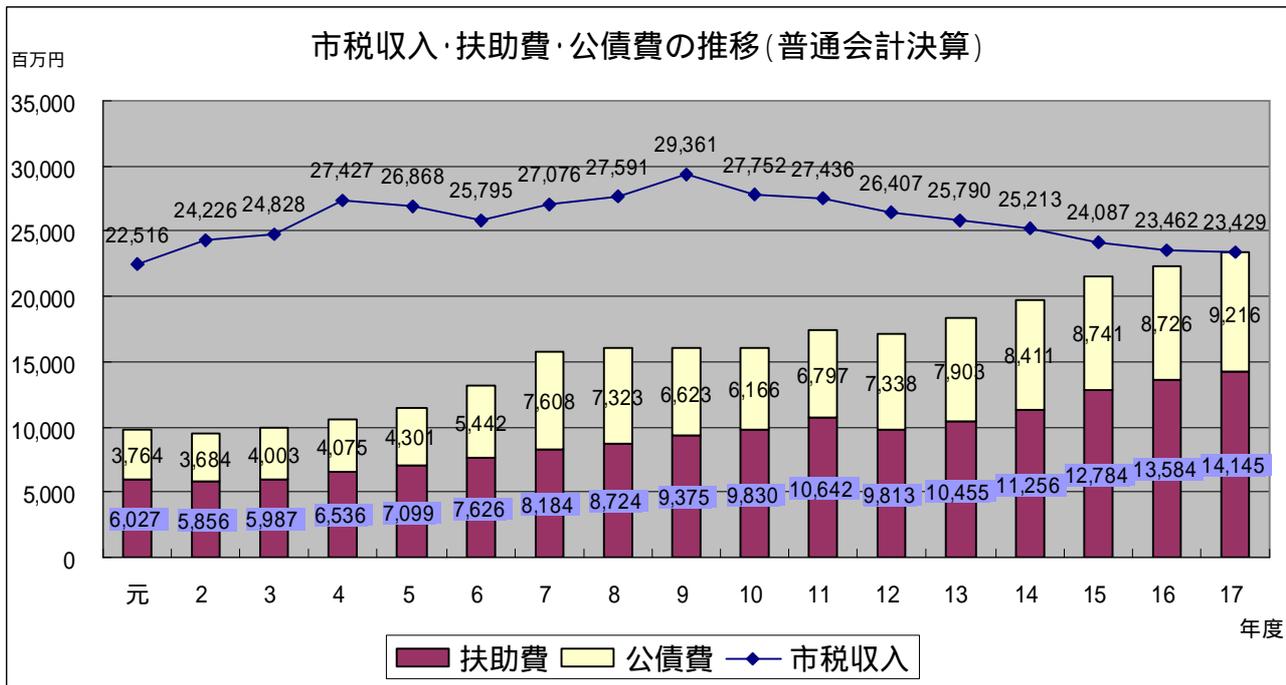
平成19年3月現在



## 参考資料（岸和田の現況）

### 1. 財政状況

#### （1）市税収入・扶助費・公債費の推移



\* まちづくり全般として、都市基盤整備や産業の活性化による税源の涵養とともに、就労機会の拡充、就労支援策の充実が求められています。

#### 扶助費の推移

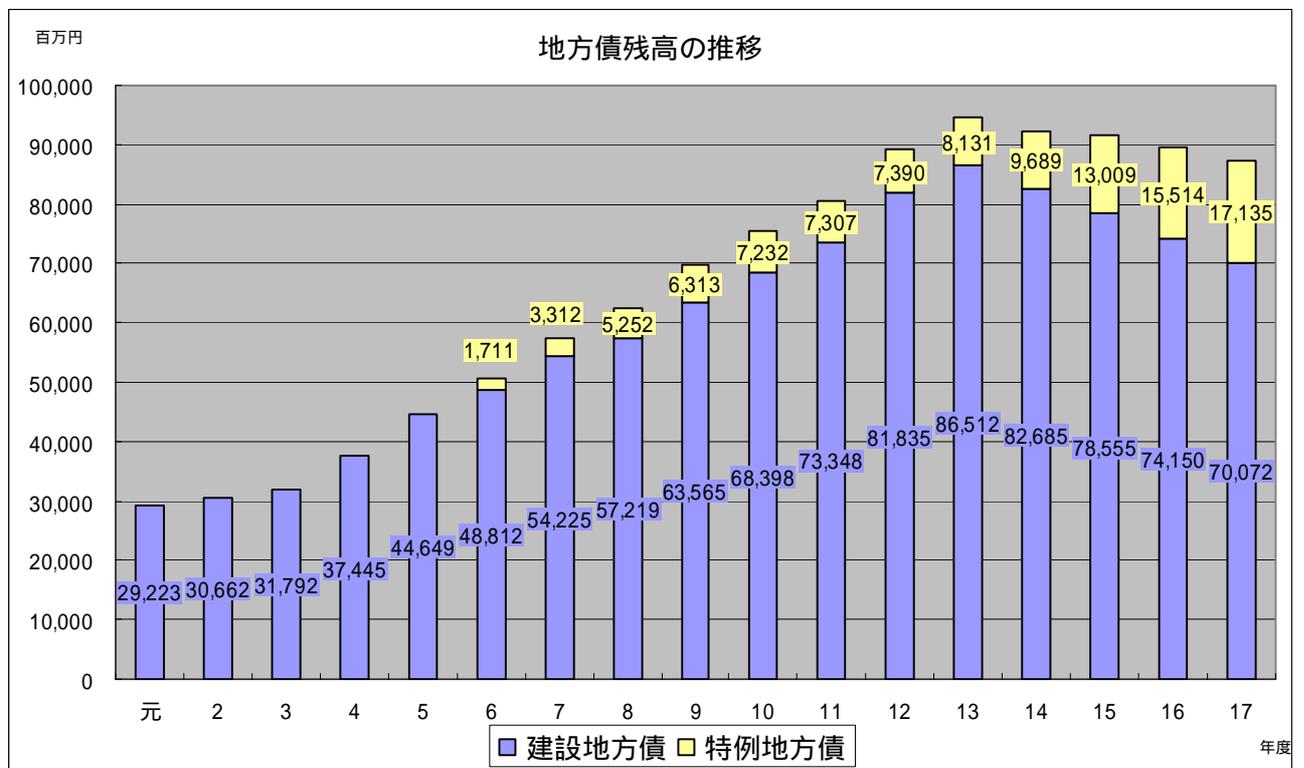
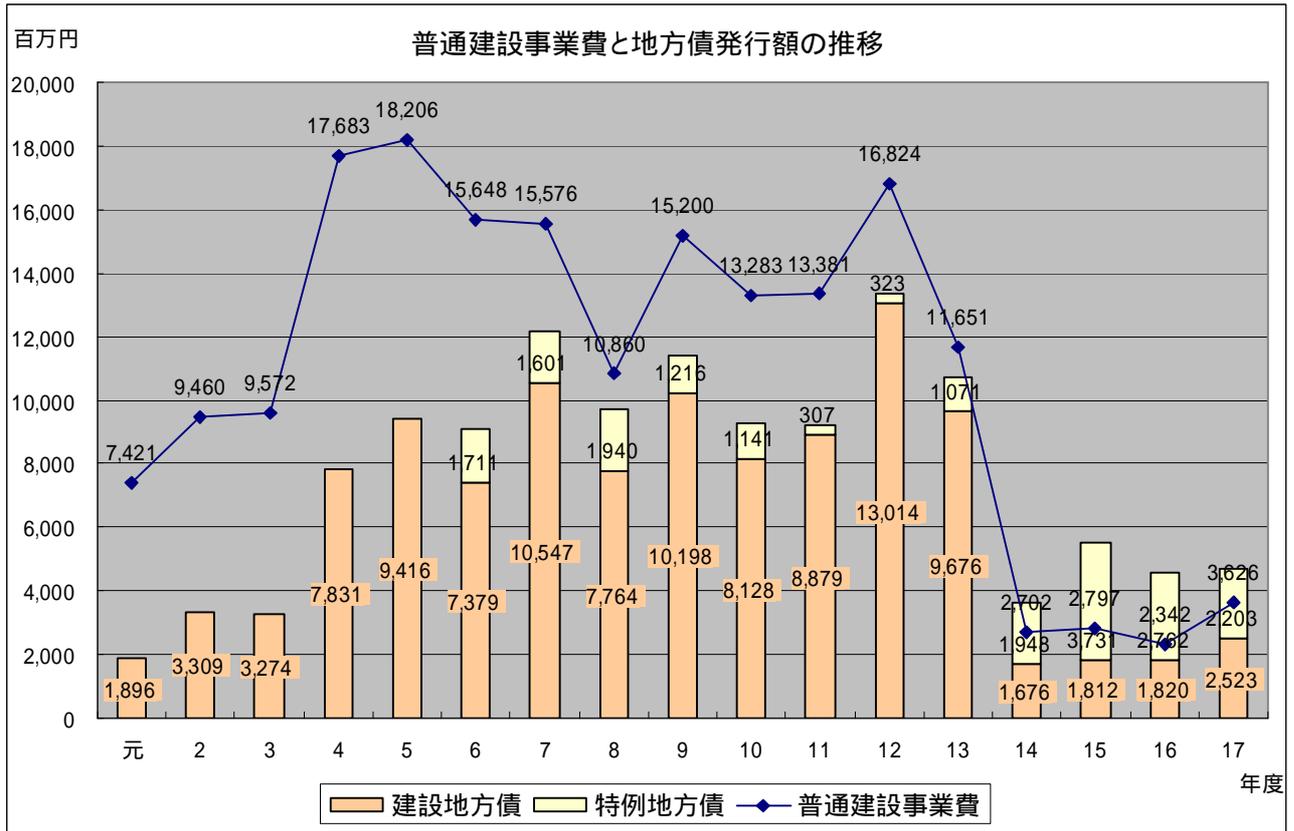
扶助費は、長引く景気の低迷による生活保護費の増加、各種医療助成や児童手当・児童扶養手当の増加等により年々増加しています。

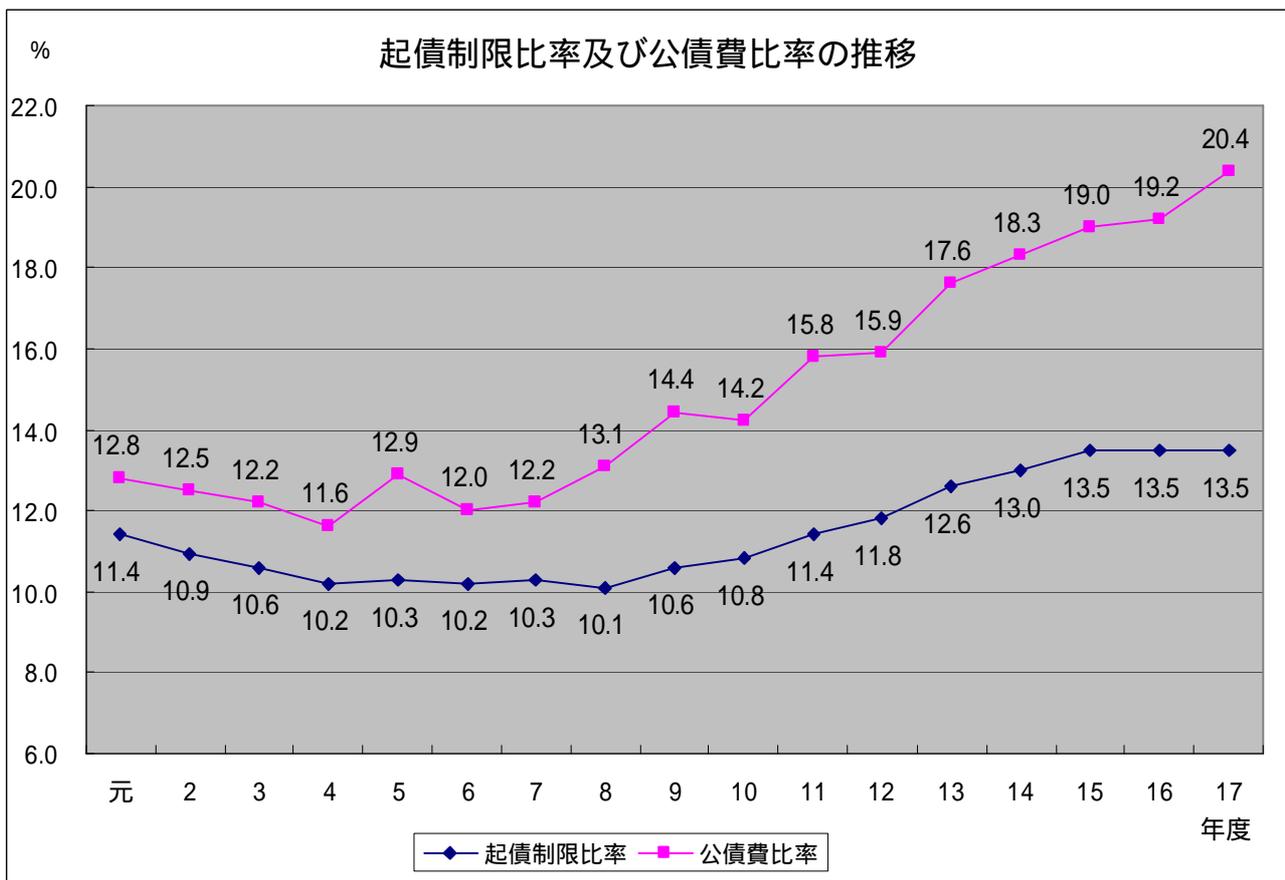
厳しい財政状況のもとで、限られた財源を効率的に活用し、最大限の福祉サービスを提供することが求められています。このことから、扶助費の量的抑制を図るといった観点ではなく、市単独の各種見舞金等の給付金等については、生活支援型施策に振り替えていくなど、時代に見合った施策に再構築し、多様化・複雑化する市民ニーズに応えていく必要があります。

#### 公債費の推移

公債費は、市税収入が平成9年度をピークに減少を続ける一方、国の地方単独事業支援策（自治体が独自に実施する公共事業のための起債にかかる公債費の一部を地方交付税において後年度負担する）を活用した短期間での建設債の発行、国の施策として実施された特別減税や恒久的な減税としての制度減税に伴う減収影響額を解消するための減税補てん債、地方財政対策として地方交付税の一部を起債に振り替えた臨時財政対策債などの発行にともない年々増加しています。

( 2 ) 普通建設事業費と地方債の推移





国が打ち出したバブル経済崩壊後の経済対策としての、地方単独事業支援策に呼応し、活力ある住みよいまちづくりを進めるため、この支援策を有効に活用し、喫緊の課題であった市民生活に密着した都市基盤整備や施設整備等を行ってきました。

アクションプランにより平成13年度以降、普通建設事業の抑制に努め、建設地方債の発行は減少したものの、減税に伴う市税収入の減収を補うための減税補てん債の発行及び地方交付税制度の見直しに伴う臨時財政対策債など特例地方債の発行せざるをえない状況にあります。

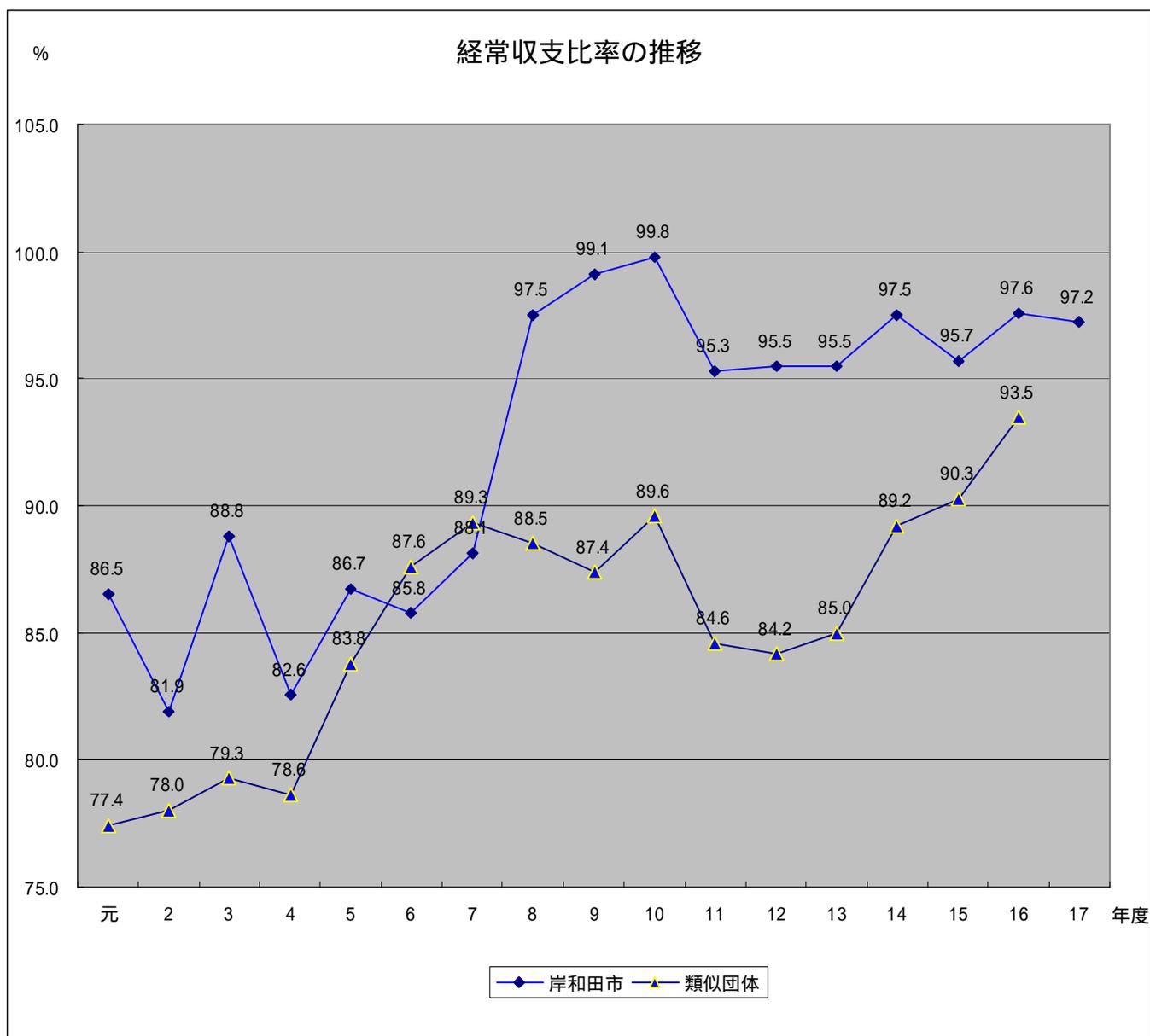
**\* 起債制限比率**

地方債の許可制限にかかる指標として地方債許可方針に規定されたもので、15%を超えると要注意団体、20%を超えると一部事業の実施に制限がかかります。

**\* 公債費比率**

財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準的な一般財源に占める割合を表す指標で、10%を超えないことが望ましいとされています。

### ( 3 ) 経常収支比率



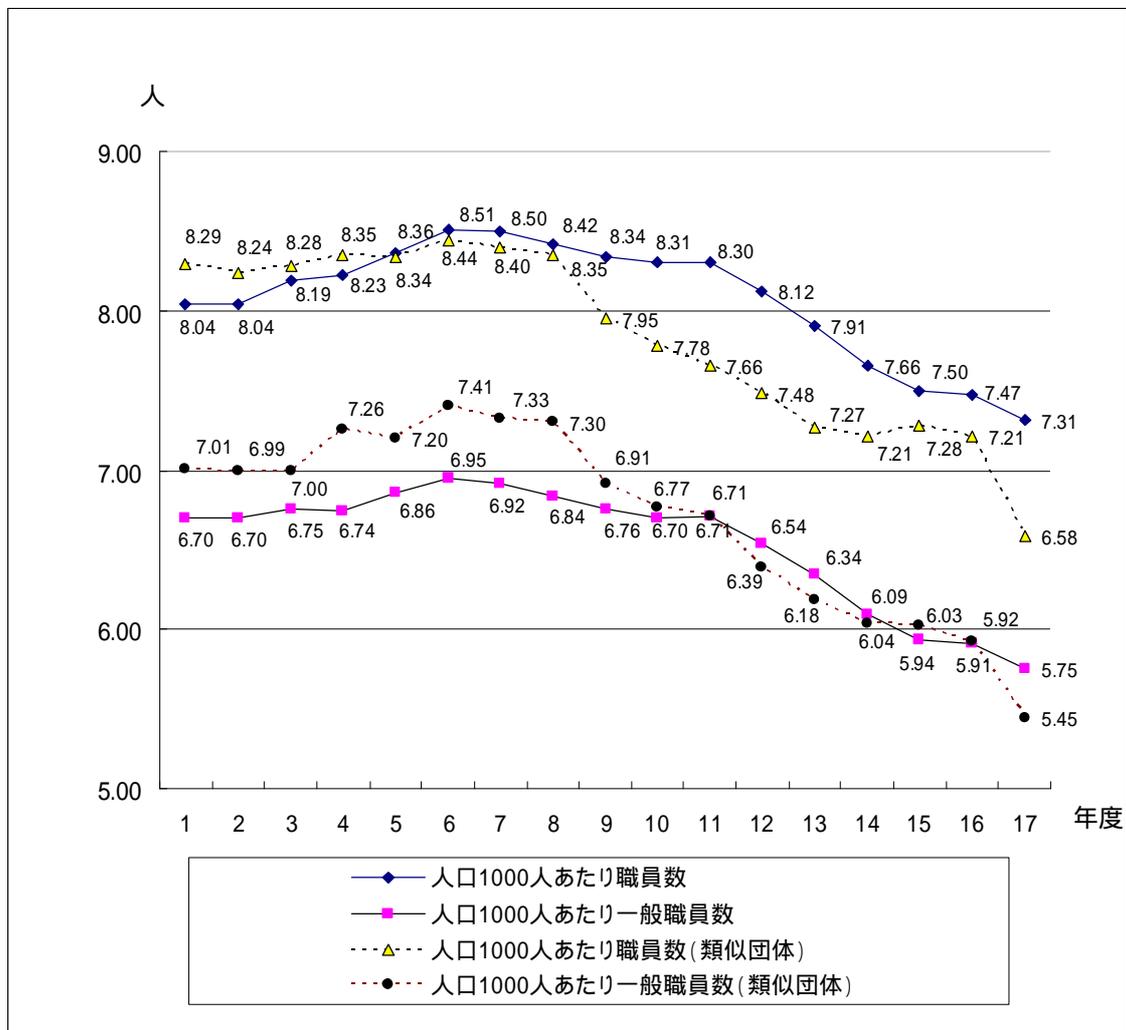
平成4年度ごろから地方自治体の経常収支比率が悪化し、類似団体平均も年々高くなってきています。本市の場合も同様に年々高くなり、平成8年度以降90%台後半を推移し、財政構造の弾力性を失ってきています。

#### \* 経常収支比率

財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標で、用途を制限されない経常的な収入（市税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入。）に対する経常的な支出（人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの。）の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

## 2. 職員状況

### (1) 人口1,000人あたりの職員数

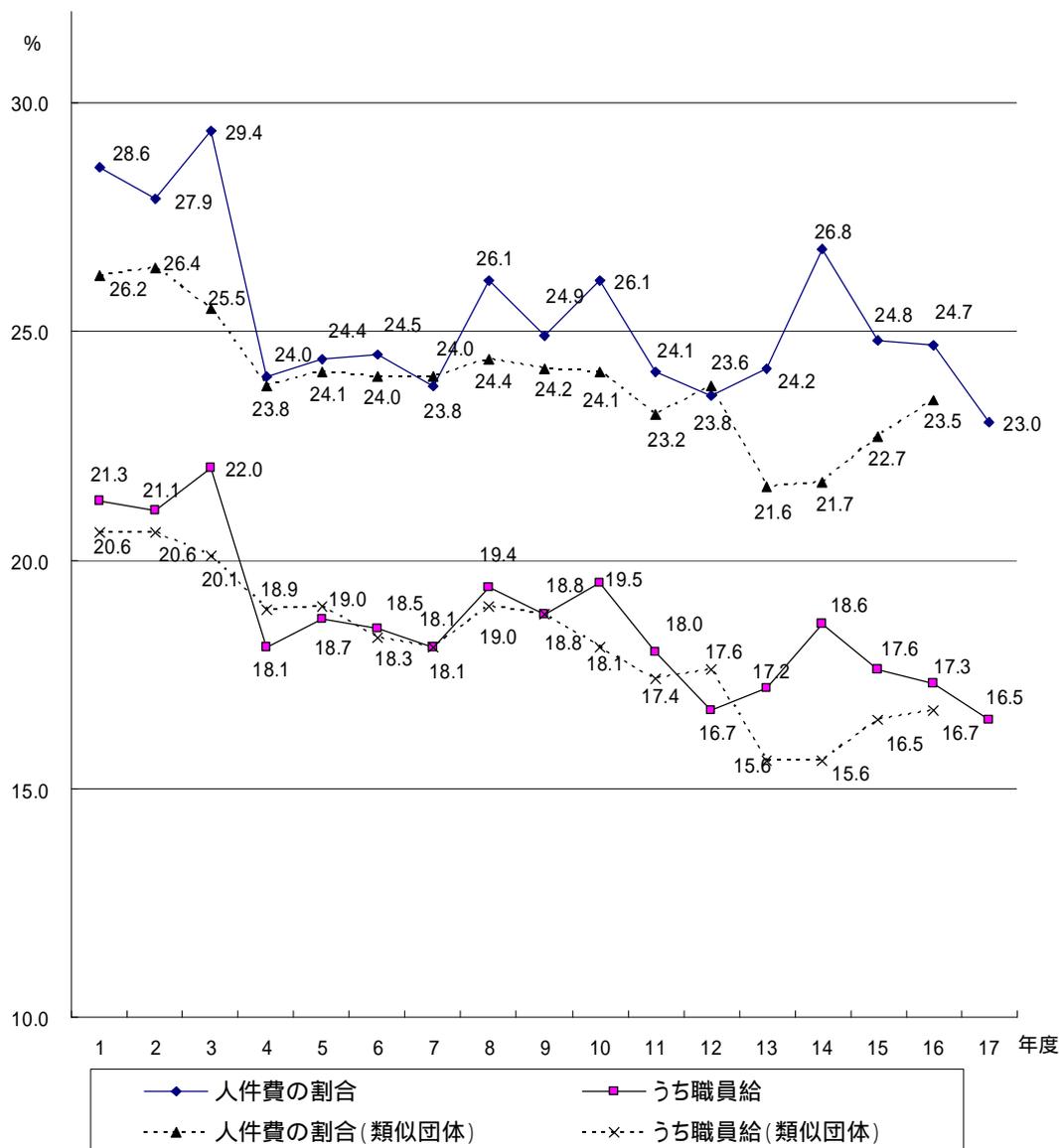


時々々の行政需要に対応するため組織機構や職員数については、常に見直しています。

平成元年度から平成17年度まででは、平成6年度の8.51人をピークに毎年減り続け平成17年度では7.31人、一般行政職員(消防、教員を除く)では5.75人となっています。

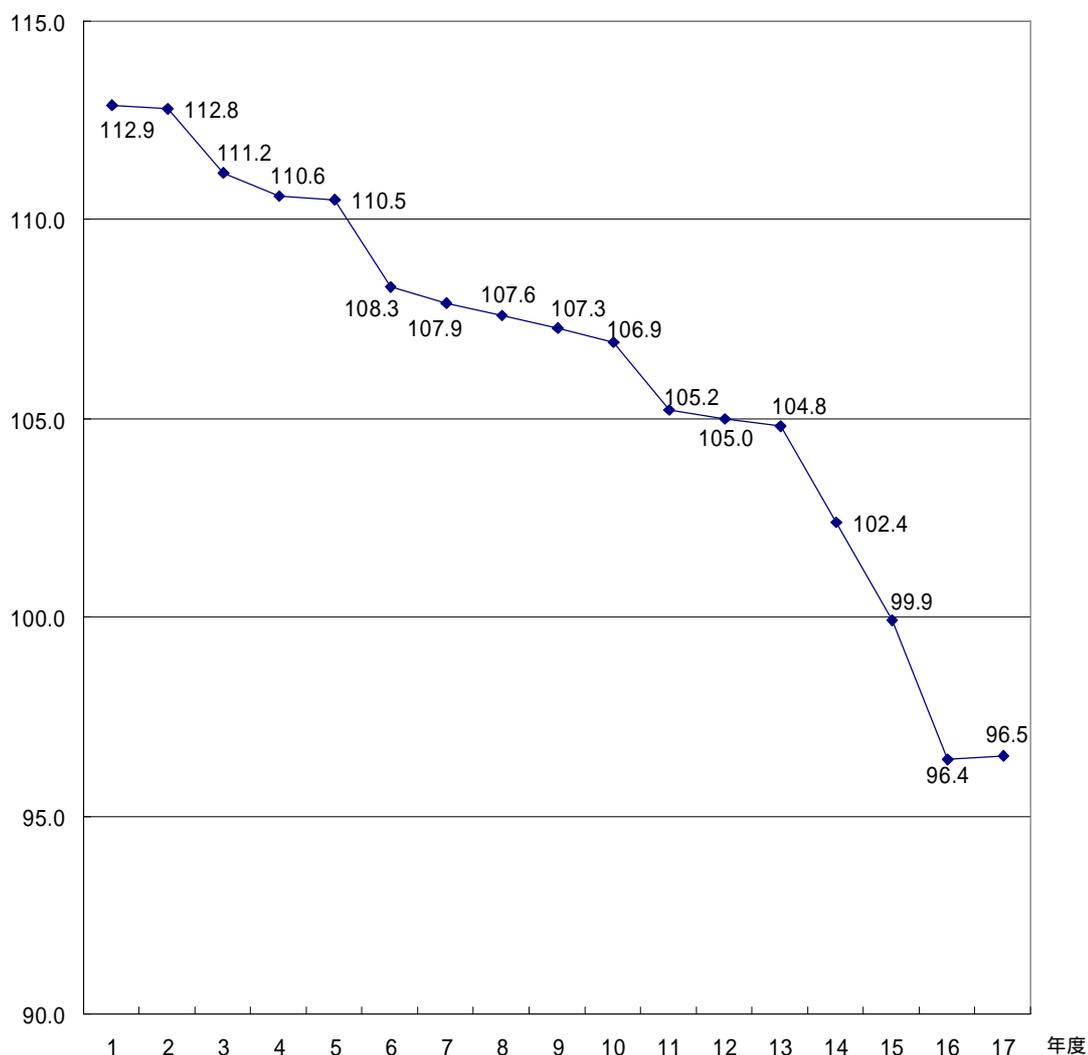
福祉関係に職員が多く配置されていることなど様々な要因が考えられますが、類似団体(特例市等)の平均と比べるとやや高い状況です。

## (2) 普通会計に占める人件費



普通会計に占める人件費の割合は、30～20%となっています。1,000人あたりの職員数と同様に推移しており、近年では20%前半となっており徐々に減少しています。職員給とは、議員の報酬や退職金等を除いて職員に支払った給与のことです。

### (3) ラスパイレス指数の推移



平成元年度以降漸次低下を続け、平成 15 年度については、99.9 と国水準を下回っており平成 17 年度では、96.5 となっています。アクションプランで 24 月昇給延伸等、常に給与水準の適正化に努めてきた結果です。尚、ラスパイレス指数とは国家公務員の給料を 100 とした場合の地方公共団体職員の給料の水準を数値化した指標です。近年では、府下 31 市中 20 位代となっています。

### 3. 市民意識調査から見た市民ニーズ

平成 17 年度、18 年度に市民意識調査を実施しました。市内に在住している 15 歳以上 75 歳未満の市民を対象に、地域の課題や市が取り組んでいる施策に対する市民意識を調査・分析し、今後のまちづくりの参考資料とするために実施したものです。

「重要度」(今後、市がどのような施策にさらに力を注いでいくべきであると感じているか)、「満足度」(これまでの市が取り組んできた施策に対して満足しているか)、「税金の使い方」(税金の配分を増やすべき、または減らすべきか)についてまとめたものが次ページからのグラフです。

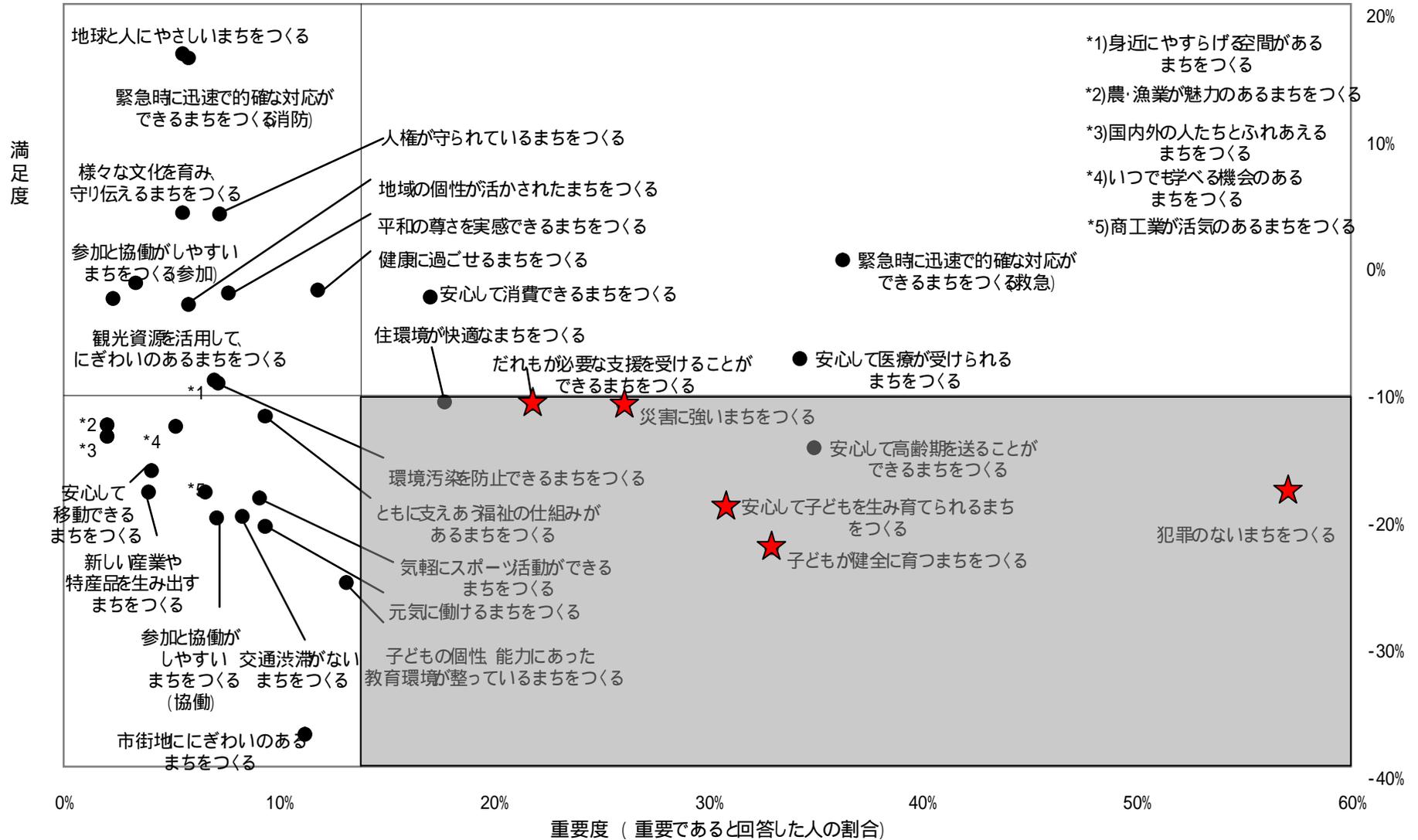
それぞれ網かけになっている範囲の項目が、市民が「重要だと思っているが満足していない」(グラフ A)、「重要で税金の配分を増やす方がよい」(グラフ B)、「満足度が低く、税金の配分を増やす方がよい」(グラフ C)と考えている施策になります。

★: 3つの網かけ範囲で重複している施策	政 策	5つの再生での位置づけ
犯罪のないまちをつくる	安心して日常生活を送れるまちづくり	地域の再生
だれもが必要な支援を受けることができるまちをつくる	みんながともに支えあうまちづくり	
安心して子どもを産み育てられるまちをつくる	子どもを育むまちづくり	
子どもが健全に育つまちをつくる		
災害に強いまちをつくる	緊急時の対策がとられているまちづくり	都市の再生

これらは、岸和田再生に向けた5つの再生のうちの「地域の再生」、「都市の再生」の中でも、安心・安全、子育て、といった部分に市民ニーズが集中し、今後、限られた財源の中で、効果的・効率的に配分をしていくための参考資料となるものと言えます。

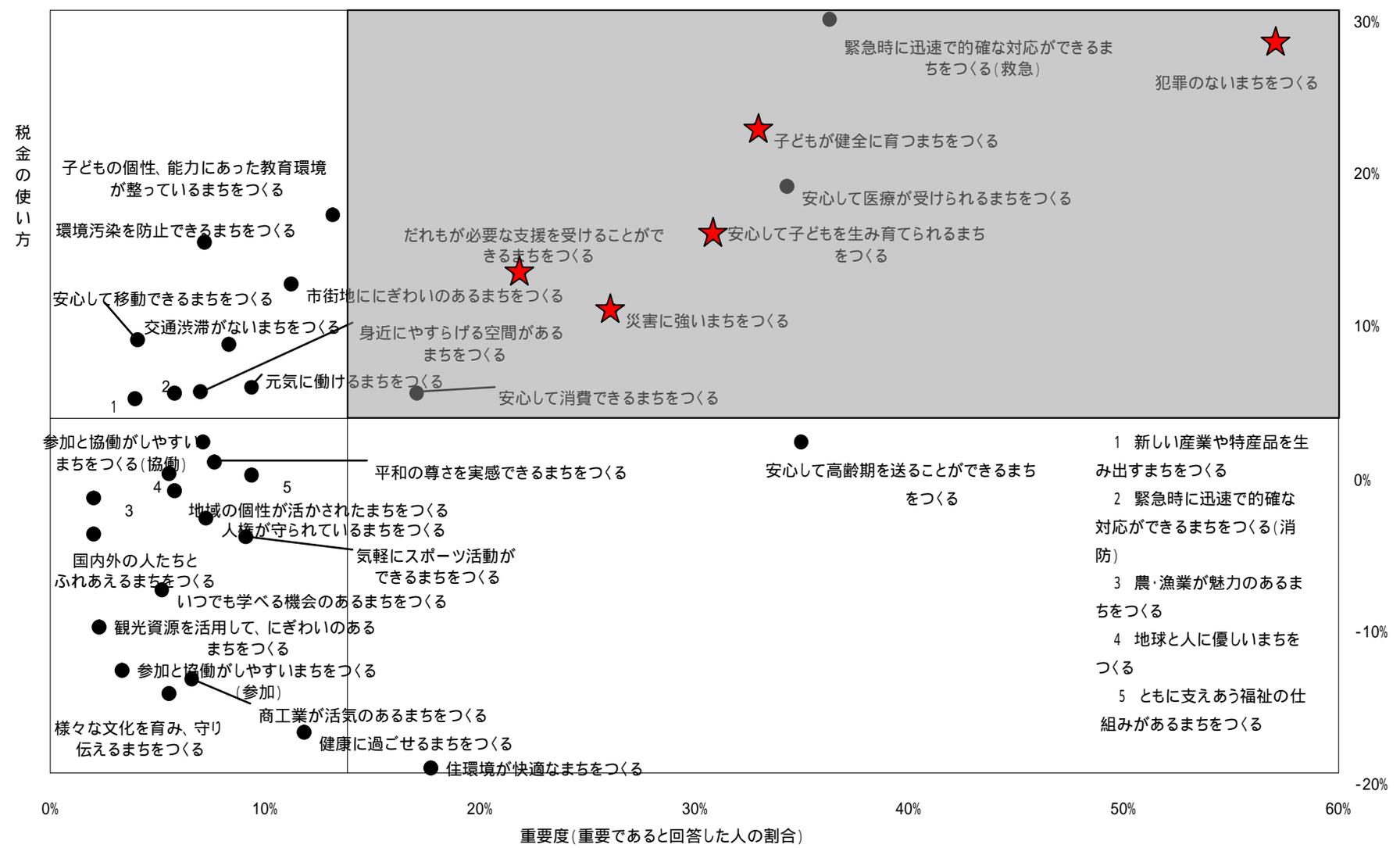
グラフ A

岸和田市 全施策の重要度・満足度



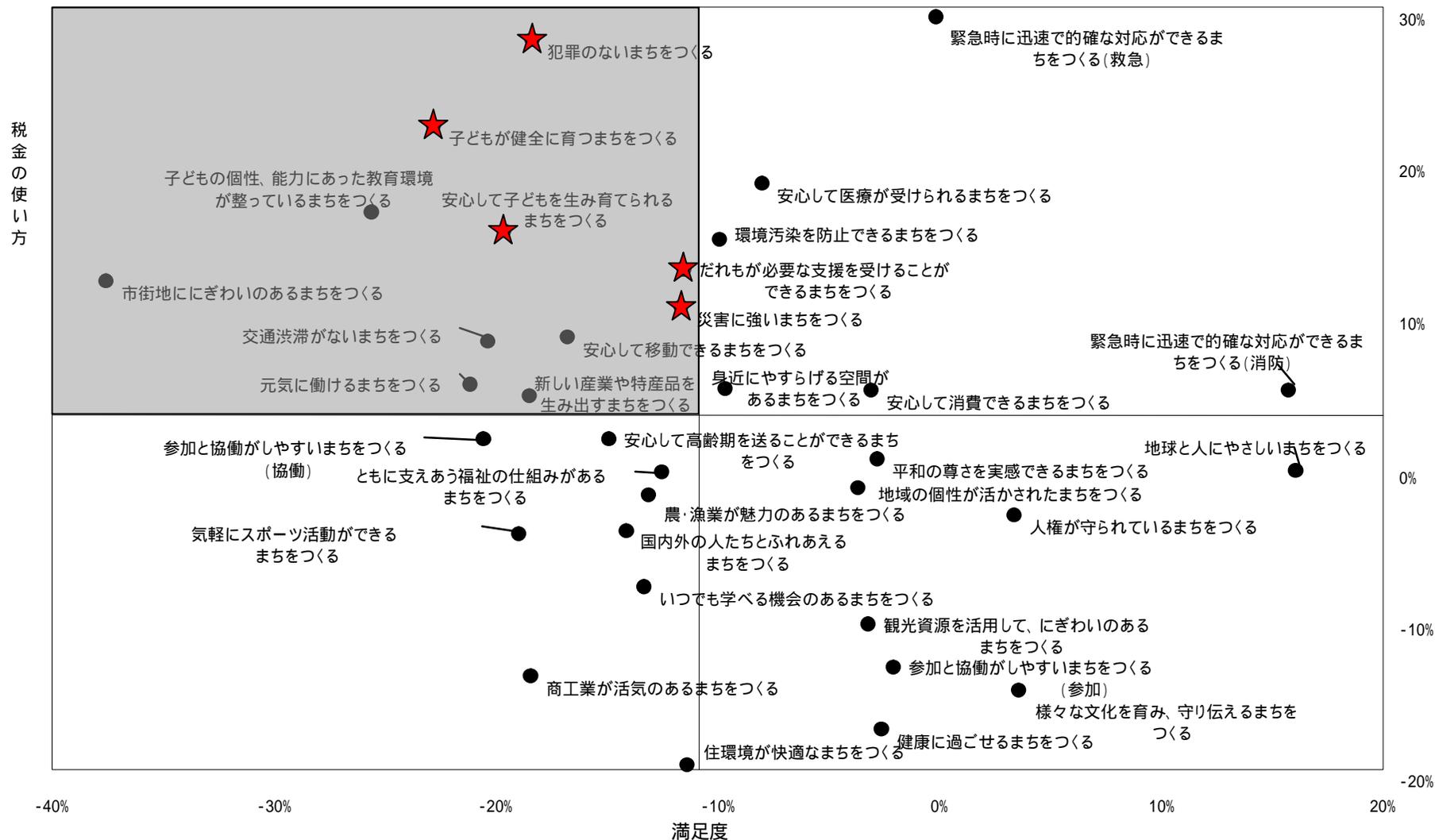
グラフ B

岸和田市 全施策の税金の使い方 × 重要度



グラフ C

岸和田市 全施策の税金の使い方×満足度



(「平成18年度 市民意識調査 結果報告書」より)